

< 令和5年度災害時住宅相談体制検討会 企画 >  
被災住宅建築士相談員 スキルアップ講習会

3. 被災住宅の相談窓口業務について

～「浸水被害住宅の技術対策マニュアル」第3章から～

日時：令和6年1月11日（木）15時～17時

会場：神奈川県建設会館 2階講堂（横浜市中区太田町2-22）

主催：災害時住宅相談体制検討会

説明者（一社）神奈川県建築士会 防災・災害対策委員会委員 河原 典子  
（公社）日本建築士会連合会 災害対策委員会委員  
浸水被害住宅の技術対策マニュアル作成WG



# 3.

## 3. 被災住宅の相談窓口業務について

～「浸水被害住宅の技術対策マニュアル」第3章から～

- ( 1 ) 震災時の応急危険度判定と災害時被災住宅相談
- ( 2 ) 災害に係る住家の被害認定基準の改正経緯(浸水被害関係)
- ( 3 ) 近年の災害救助法の内容変更、告示追加について
- ( 4 ) マニュアル第3章の差替えについて
- ( 5 ) 支援制度など運用の適用時期・申請期限について
- ( 6 ) 相談員の心構え
- ( 7 ) 被災者支援に関する各種制度について
- ( 8 ) 【関連リンク情報の活用方法の紹介

# 3.(1)

## 震災時の応急危険度判定と災害時被災住宅相談

### (1-1) 震災建築物応急危険度判定について

神奈川県 担当課：県土整備局 建築住宅部建築安全課

神奈川県建築物震後対策推進協議会：県及び県内市町村による協議会。

一般財団法人 神奈川県建築安全協会：神奈川県建築物震後対策推進協議会の事務局  
被災建築物応急危険度判定等に係る協力に関する協定：協議会と建築会議(三会)締結

### (1-2) 応急危険度判定・被災住宅建築士相談の流れ

震災建築物応急危険度判定員派遣の流れ

被災住宅建築士相談員派遣の流れ

### (1-3) 過去の建築士の災害対応について 関東甲信越1都9県

応急危険度判定

被災住宅相談（キャラバン・巡回）

被災住宅の復旧相談

窓口/電話/現地相談

# 3. (1-1)

### (1-1) 震災建築物応急危険度判定について

**神奈川県** 担当課：県土整備局 建築住宅部建築安全課

[震災建築物応急危険度判定について - 神奈川県ホームページ \(pref.kanagawa.jp\)](https://pref.kanagawa.jp)

神奈川県**建築物震後対策推進協議会**：応急危険度判定制度の適正な運用と連携  
< 主な活動 > のために、**県及び県内市町村**により設置された**協議会**。

1. 応急危険度判定士、宅地危険度判定士の養成。
2. 応急危険度判定活動を行うにあたって、判定士の指揮、監督者等の養成。
3. 活動を行う民間判定士の災害補償。

[神奈川県建築物震後対策推進協議会 応急危険度判定 \(ka-singo.jp\)](https://ka-singo.jp)

< 被災建築物応急危険度判定等に係る協力に関する**協定** >

<https://ka-singo.jp/oukyu/#kyoutei>

[目的] **連絡体制の強化、共同訓練の実施と判定士の判定技術の向上**

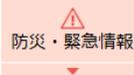
神奈川県建築物震後対策推進協議会と神奈川県**建築会議** は、  
平成30年5月23日、震災時に、建築物の応急危険度判定を円滑に行えるよう、「協定」締結。

神奈川県**建築会議**は、(一社)神奈川県**建築士事務所協会**、(一社)神奈川県**建築士会**、  
(公社)**日本建築家協会** 関東甲信越支部 神奈川地域会の3団体で構成

一般財団法人 神奈川県建築安全協会：神奈川県建築物震後対策推進協議会の**事務局**  
判定士の方へ | [一般財団法人 神奈川県建築安全協会 \(公式ホームページ\) \(kkak.jp\)](https://kkak.jp)

# 3. (1) 震災時の応急危険度判定と災害時被災住宅相談

## (1-1) 震災建築物応急危険度判定について



ホーム > くらし・安全・環境 > 防災と安全 > 防災・消防 > 震災建築物応急危険度判定について

震災建築物応急危険度判定について **全国応急危険度判定協議会**  
[事務局](一財)日本建築防災協会

応急危険度判定の概要

**10都県応急危険度判定ブロック協議会**  
栃木/東京/埼玉/山梨/茨城/群馬/長野/千葉/神奈川/静岡

震災建築物応急危険度判定とは **神奈川県建築物震後対策推進協議会**  
[事務局](一財)神奈川県建築安全協会

震災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）は、大地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊や、外壁・窓ガラス等の部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生危険の程度について判定・表示等を行うものです。

判定結果については、「調査済」（緑）・「要注意」（黄）・「危険」（赤）の三段階に区分した「判定ステッカー」を建築物の出入口などの見えやすい場所に貼付することで、その建築物の利用者だけでなく付近を通行する歩行者などに対しても安全性の識別ができるようにしています。



- 「調査済」とは、建築物が使用可能なもの
- 「要注意」とは、建築物に立ち入る場合は十分注意するもの
- 「危険」とは、建築物に立ち入ることが危険なもの

この調査は、地震発生後の二次災害防止のために行うもので、り災証明のための調査とは異なることに注意してください。

判定は、判定実施本部を設置した市町村が、知事が認定した「神奈川県震災建築物応急危険度判定士」により無料で行います。（応援要請により派遣された他都道府県の応急危険度判定士が行う場合もあります。）

このページに関するお問い合わせ先

県土整備局 建築住宅部建築安全課  
県土整備局建築住宅部建築安全課へのお問い合わせフォーム  
建築安全グループ  
電話 045-210-6257

### 応急危険度判定士になるには

「神奈川県震災建築物応急危険度判定士」には、建築士等が、「神奈川県震災建築物応急危険度判定講習」を修了し、知事から認定を受けることとなります。受講資格等の講習会情報や認定手続きについては、下記の「[神奈川県建築物震後対策推進協議会](#)」ホームページをご覧ください。

判定実施時には、ボランティアで判定活動を行っていただきますが、けが等の不測の事態に備えて、補償制度が適用されます。

災害時に迅速な判定活動を行うため、応急危険度判定士数の確保が必要であることから、積極的に応急危険度判定士になっていただきますようお願いいたします。

### 応急危険度判定士のかたへ

他都道府県応急危険度判定士のかたが神奈川県応急危険度判定士になりたいとき等、各種お手続きについては、下記の「[神奈川県建築物震後対策推進協議会](#)」ホームページをご覧ください。

### 関連ページ

#### // 神奈川県建築物震後対策推進協議会

「神奈川県建築物震後対策推進協議会」とは、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する、応急危険度判定制度及び宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、震災時における人的二次災害の防止に寄与し、県民生活の安定に資することを目的として、平成3年8月5日に県及び県内市町村により設置された協議会です。

応急危険度判定士及び宅地危険度判定士の養成や、判定活動を行うにあたり判定士を指揮・監督するコーディネータ等一の養成等を行っています。一般財団法人 神奈川県建築安全協会が事務局を担当しています。

- [神奈川県建築物震後対策推進協議会（別ウィンドウで開きます）](#)

#### // 全国被災建築物応急危険度判定協議会

「全国被災建築物応急危険度判定協議会」とは

「全国被災建築物応急危険度判定協議会」とは、地震直後に被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ確に実施するため、応急危険度判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に会員間の調整を行うことにより、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的とし、平成8年4月5日に設立された協議会です。

国土交通省、47都道府県、建築関連団体、都市再生機構等から構成され、一般財団法人 日本建築防災協会が事務局を担当しています。

- [全国被災建築物応急危険度判定協議会（別ウィンドウで開きます）](#)

### 応急危険度判定調査の流れ（全国被災建築物応急危険度判定協議会）

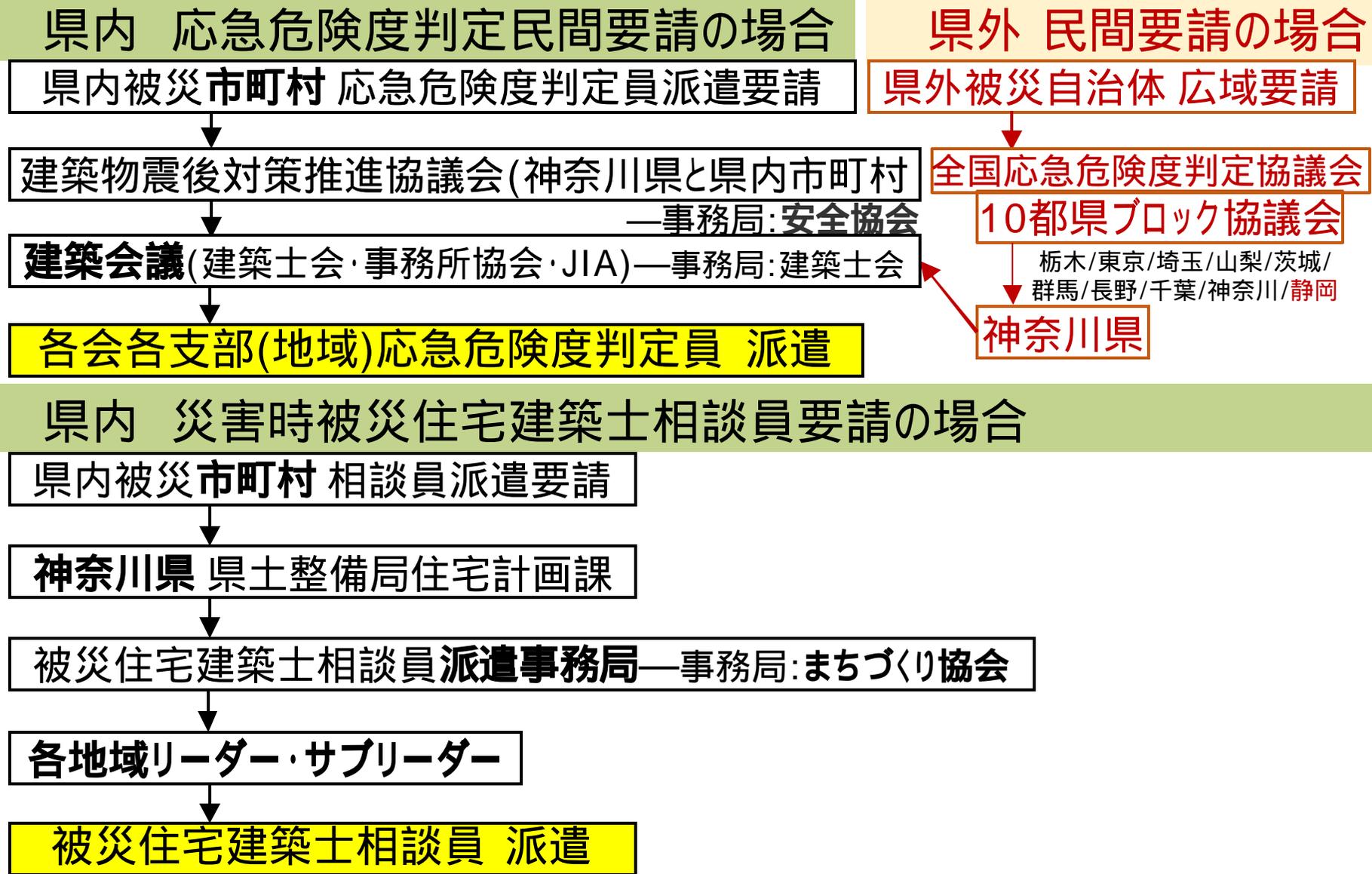
判定調査の流れが分かるYouTube動画をご紹介します。

- [応急危険度判定調査の流れ（別ウィンドウで開きます）](#)

### 3. (1) 震災時の応急危険度判定と災害時被災住宅相談

#### (1-2) 応急危険度判定・被災住宅建築士相談員派遣の流れ

3.  
(1-2)



### 3. (1) 震災時の応急危険度判定と災害時被災住宅相談

関東甲信越10都県

[代表的な災害対応]

#### (1-3) 過去の建築士の災害対応について

2004年10月23日 中越地震 応急危険度判定507名・日/被災住宅相談キャラバン(巡回)

2007年 7月16日 中越沖地震 被災住宅相談(関東甲信越10都県から) 派遣期間,名・日

【新潟以外関東甲信越9都県から】 11/6~15、延べ1,197名・日 8/1~9、延べ327名・日派遣

2011年 3月11日 東日本大震災【8都県内】 応急危険度判定715/被災住宅相談550名・日

2011年 3月12日 長野県北部地震【長野】 応急危険度判定

2014年11月22日 長野県神代断層地震【長野】 被災宅地危険度判定

2019年 9月8日 台風15号 窓口/電話/現地相談【千葉】

2019年10月12日 台風19号 窓口/電話/現地相談【長野】【千葉】【神奈川】

#### 県外からの被災住宅相談業務要請の事例

県外被災自治体 広域要請

2007年中越沖地震以来,県外からの被災住宅相談員要請ナシ

国土交通省(地方整備局)(全国応急危険度判定協議会[事務局]建防協)(住宅局 建防室)

は、新潟県広域要請 新潟県建築士会/日本建築士会連合会派遣(国交省北陸地方整備局協力)

各会 関東甲信越ブロック(建築士会)(事務所協会・JIA)

10都県:東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、

栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県

建築士会・事務所協会・JIA

被災住宅相談(キャラバン隊)派遣



災害対応資料集：防災情報のページ - 内閣府 ([bousai.go.jp](http://bousai.go.jp))  
[https://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hukkousesaku/saigaitaiou/output\\_html\\_1/case200404.html](https://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hukkousesaku/saigaitaiou/output_html_1/case200404.html)

## 200404：2004年（平成16年）新潟県中越地震・新潟県

【概要】新潟県中越地震は、平成16年10月23日夕刻、最大震度7、避難者約10万人、住宅損壊約12万棟などの被害、上越新幹線の不通、山古志村（現長岡市）地域では地震による崩壊や地すべりが多箇所発生し、大規模な河道閉塞が発生して**人家が水没**などの被害が生じた。さらに、震災に引き続き19年振りとなる**豪雪に見舞われ**、被災地では、約3,000世帯、9,000人を超す被災者が応急仮設住宅での生活を余儀なくされた。

### 【20040405】災害救助法の応急修理の特例（新潟県）

対象世帯要件の緩和 ・被災者生活再建支援法と同様の収入・年齢要件を適用。  
 手続きの簡素化 ・通常は、市町村と業者が見積もり、契約、実施を行うが、今回は**住民と業者が見積もりなどのやりとりを実施**し、本格修理分の金額を業者から市町村・県に請求する形で実施された。

・余震などで手がつけられなかったこと、降雪が近いことから、被災者が二度手間とならないように、本格修理と併せて応急修理が実施できるよう措置され、こうした対応が図られた。

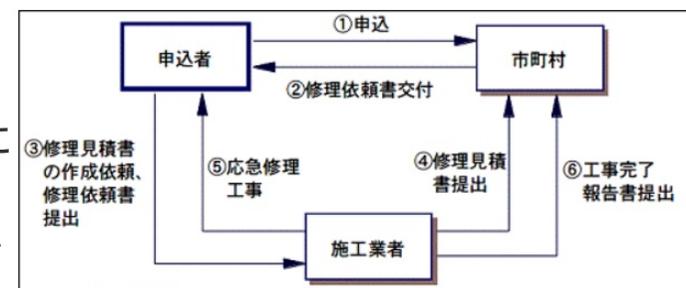


図 応急修理の流れ

### 【20040406】住宅相談キャラバン隊（新潟県）

- ・新潟県中越地震では**2万棟以上の住宅被害**が発生し、**各市町村で住宅相談が実施**された。
- ・新潟県では、(社)新潟県建築士会に委託して、11月6日から同17日までの間、**住宅相談キャラバン隊を派遣**した。
- ・他県も含む**建築士、延べ1,877名・日が派遣**され、各市町村での**窓口相談業務を3,730件**、被災者の希望により、**現地で相談対応する業務を3,681棟**に対して実施している。

[3-5-2 支援内容 \(mlit.go.jp\)](http://mlit.go.jp)

「新潟中越地震—北陸地方整備局のこの一年」 第3章 第5節被災者居住対策支援（国交省北陸地方整備局）

表3-5-4 被災地住宅巡回相談【被災住宅相談キャラバン隊】

実施市町村 (6市1町)	相談員	延べ住宅 巡回棟数	派遣 建築士数	開設日	備考
長岡市（旧越路町、旧三島町、旧小国町、旧西山町）、小千谷市、十日町市、見附市、栃尾市、魚沼市（旧小出町、旧堀之内町、旧入広瀬村）、川口町	(社)新潟県建築士会 (社)日本建築士会連合会	3,944	1,945	11月6日より順次開設	組織的な支援体制による巡回相談は11月30日をもって終了。

# 3. (2) 災害に係る住家の被害認定基準の改正経緯(浸水被害関係)

公益社団法人長野県建築士会 理事・防災委員長 湯本 和正氏 (前長野県建築士会 事務局長) 作成資料  
 日本建築士会連合会 災害対策委員会 浸水被害住宅の技術対策マニュアル作成 WGメンバー

R元.10以前			R元.10認定基準改定(各支援金額は別)			R3.3認定基準改定(現在)(各支援金額は別)		
認定	水浸等	支援	認定	水浸等	支援	認定	水浸等	支援
全壊	床上1.8m以上	●被災者生活再建支援(H10) 最大100→300万円 ●公費解体適用(H8~?)	全壊	床上1.8m以上	●被災者生活再建支援 最大300万円 ●公費解体適用	全壊	床上1.8m以上 (半壊以上で解体した場合も同様)	●被災者生活再建支援 最大300(基礎100+加算200)万円 ●公費解体適用
大規模半壊	床上1m以上 1.8m未満	●被災者生活再建支援 最大0→100→150万円 ●応急修理(最近の改正) 52万円(H23) 54.7万円(H25) 56.7万円 57.6万円(H28) 58.4万円 ●公費解体適用	大規模半壊	床上1m以上 1.8m未満	●被災者生活再建支援 最大150万円 ●応急修理 59.5万円(R1) 65.5万円(R4) ●公費解体適用	大規模半壊	床上1m以上 1.8m未満	●被災者生活再建支援(修理時) 最大150(基礎50+加算100)万円 ●応急修理 70.6万円(R5) + 被害拡大防止 緊急修理5万円(R5) ●公費解体適用
半壊	床上1m未満	●応急修理 ※金額は上記に同じ ●公費解体適用	半壊	床上1m未満	●応急修理 59.5万円(R1) 65.5万円(R4) ●公費解体適用	半壊	床上0.5m未満	●応急修理 70.6万円(R5) + 被害拡大防止 緊急修理5万円(R5) ●公費解体適用
一部損壊	床下浸水	上記支援なし	準半壊 床下浸水(損傷割合による)	●応急修理 30万円(R1) 31.8万円(R4)	中規模半壊 床上0.5m以上 1m未満	●被災者生活再建支援(修理時) 最大50(基礎0+加算50)万円 ●応急修理 70.6万円(R5) + 被害拡大防止 緊急修理5万円(R5) ●公費解体適用		
一部損壊	床下浸水	上記支援なし	一部損壊	床下浸水(準半壊に至らない)	上記支援なし	準半壊	床下浸水(損傷割合による)	●応急修理 34.3万円(R5) + 被害拡大防止 緊急修理5万円(R5)
一部損壊	床下浸水	上記支援なし	一部損壊	床下浸水(準半壊に至らない)	上記支援なし	一部損壊	床下浸水(損傷割合による)	上記支援なし

全壊の場合は引き続き被災家屋に居住する場合は応急修理の対象となる場合がある。

●**応急修理**の助成額は認定基準の改正とはリンクしない。(過去の金額は調べられる範囲で確認できたもの)

●**公費解体**が半壊に適用されるか否かは、災害による被害の状況で判断される。

過去には「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき「特定非常災害」に指定された災害が対象となっている。ただし、令和3年7月の熱海市の土石流災害等例外的に適用されている災害もある。

●最大支援金は、被災者生活再建支援法適用「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」の修理の場合、(基礎)基礎支援金、(加算)加算支援金を示しています。

令和5年6月告示「被害拡大防止緊急修理費用の助成5万円」発災直後、早急に屋根や外壁のブルーシート掛けなど、1世帯あたり緊急修理5万円の助成が追加された。

# 3. (3) 近年の災害救助法の内容変更、告示追加について

## 【1】【応急修理制度の概要】

令和5年4月

- 1) 対象者と費用の限度額 **令和5年度4月時点の額**  
(令和4年度の額)
- ・罹災証明書「半壊」又は「大規模半壊」の世帯：  
**706,000円以内** (655,000円)
  - ・罹災証明書「準半壊」の世帯：  
**343,000円以内** (318,000円)
  - ・罹災証明書「一部損壊」の世帯には適用ナシ。  
**全壊でも修理で居住可能な場合は応相談**

## 【2】【住家の被害拡大を防止するための緊急修理の概要】

令和5年6月16日告示第91号

- ・発災後 10日以内「半壊」以上住家  
被害拡大防止緊急修理：一世帯**50,000円以内**

## 【3】【応急修理期間における応急仮設住宅の使用】について

令和2年7月豪雨災害から

- り災証明  
「全壊/大規模半壊/中規模半壊半壊/準半壊」
- ・応急修理期間 1か月超え
  - ・半壊以上の被害(住宅として利用できない場合)
  - ・他の住まいの確保が困難な方に対して  
**応急仮設住宅の入居が可能です。**  
(入居期限は災害の発生の日から**原則6か月**)

## 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (屋根等に被害を受けた住家へのブルーシートの展張等)

令和5年6月16日内閣府告示第91号  
本改正は、公布日から施行され、改正後の施行は、令和5年4月1日から適用

近年、我が国では地震、台風、強風、竜巻、大雨等により多くの家屋で屋根の損傷等が度々発生しており、地震による屋根瓦の脱落、暴風による屋根の破損などの被害の発生した直後に降雨等による屋内の浸水被害を受け、住宅の被害が拡大するケースが発生している。

### <背景・課題>

- 令和元年房総半島台風(第15号)や、令和3・4年と続けて発生した福島県沖を震源とする地震など、住居の屋根等に著しい損傷を発生させ、直後の降雨により住宅の被害が拡大した。
- ブルーシートの展張が実施できる団体等を把握しておらず、対応が後手に回った。
- 高齢者等が屋根で作業中に誤って転落し、災害関連死となるケースが発生した。 など

被災直後に、災害によって屋根等に被害を受けた住宅の損傷が拡大しないように、被災者の住宅に対する緊急の修理を可能とする。

### <概要>

1. 実施内容：屋根等に被害を受けた住居へのブルーシートの展張等の緊急措置
  - ・屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
  - ・損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
  - ・アパートやマンション等の外壁材(タイルやモルタル等)の剥落に伴う落下防止ネットの展張 など
2. 対象：準半壊以上(相当)の被害を受けた者(損害割合10%以上)
3. 実施期間：災害の発生の日から10日以内
4. 支出費用：1世帯当たり5万円以内
  - ・ブルーシート、ロープ、土嚢など緊急措置に必要な資材費
  - ・建設業者・団体等の施工費用

2

## 応急修理期間における応急仮設住宅の使用

別紙

応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保するとともに、応急仮設住宅に入居する被災者の地元における自宅再建を後押しする。

### <背景・課題>

- 工事業者の不足等により応急修理の修理期間が長期化しており、修理完了までの間、避難所生活を継続せざるを得ない世帯や、親族・知人宅等に一時入居せざるを得ない世帯が多数存在。
- 今般の令和2年7月豪雨の被災自治体から、応急修理期間中の被災者の住まいの確保を求める切実な声がある。

応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての応急仮設住宅への入居を可能とし、被災者の地元での自宅再建を支援

### <概要>

- ・対象：応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊(住宅としての利用ができない場合)以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者
- ・使用期間：災害の発生の日から原則6ヵ月(応急修理が完了した場合は速やかに退去)
- ・支出費用：実費(地域の実情に応じた額)

10/20

# 3. (4) マニュアル第3章の差替えについて

P.65

差替

Q 見積金額が出たのですが、妥当な金額かどうか判断できません。

A 現在は施工業者が足りない状態です。職人も不足していますので災害前より高くなっています。できれば、もう1社比較のため見積りを取られることをお勧めします。契約時、先にお金を全額要求してくるような業者には気を付けましょう。トラブルになるケースが報告されています。

Q 応急修理業者は指定業者から選択しなければいけないのですか？

A 応急修理登録業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。家を建てた業者や大工さんに施工してもらうことができます。応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるため、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。

Q ハウスメーカーで建てた住宅はどうしたらよいですか？

A ハウスメーカーによっては独自の構造型式認定を取得し、建てられているものがあります。それを確認してください。この場合はメーカーにお願いしてください。在来軸組工法で建てられている住宅であれば地元の工務店でも対応可能です。

## (3) 公費解体・公的支援制度・手続きについて

Q 罹災証明で全壊判定でした。公的支援金が受けられるか教えてほしい。

A 修理して住み続ける場合は、**応急修理費用として上限 65-570.6万円が出ます (R5.4時点)**。この場合は、**原則として、仮設住宅には入居できません。**(入居できる場合もあります)解体して新築する場合は、**公費解体の上、被災者生活再建支援制度で最大 300万円の支援が受けられます。**詳しいことは自治体にお尋ねください  
融資制度としては、高齢者向け住宅ローン(リバースモーゲージ)などもありますので、金融機関にお尋ねください。  
また、住宅支援機構に低利の融資制度がありますのでお尋ねください。

Q 全壊判定を受けたので、公費解体を申請したい。

A 公費解体は、自治体が受け付けています。ただ、基礎、カーポートやブロック塀、固定されていない物置などは対象外になります。自治体に確認してください。  
また、申請の期限がありますのでそれも確認してください。

Q 住宅は全壊判定を受けた。住んでいない住宅でも公費解体が申請できるのか知りたい。

A **基本的には、その住宅に居住してないと公費解体の申請はできません。**ただ、**入院や施設への入所などで一時的に住んでない場合、住民票がそこがあれば対象になります。**自治体に確認してください。**(原則、空き家は公費解体、応急修理制度の対象にはなりません。)**

P.66

差替

Q 解体費用について知りたい。

A 解体には、**公費解体と自費解体があります。**半壊以上の建物が対象になります。**公費解体は持ち主に代わって自治体が解体業者と契約を結び解体する制度です。**自費解体は、持ち主が解体業者と契約して解体を行い、解体費用は自治体から助成を受ける制度です。この場合基準単価が決まっていますので基準額を超える助成を受けることはできません。基準額については自治体にお聞きください。

Q 住宅を建て替えた場合の支援制度について知りたい。

A 被災者生活再建支援制度があります。例えば全壊判定または解体世帯で複数世帯の場合、基礎支援金100万円、加算支援金200万円、合計300万円の支援が受けられます。  
罹災の程度、世帯構成等によって支援金は変わりますので、自治体窓口にお尋ねください。

Q 住宅の応急修理制度は「半壊」「大規模半壊」認定でなければ利用できないのですか？

A 住宅の応急修理制度は「準半壊」「半壊」「大規模半壊」の被害認定を受けた住家が対象となっていますが、「全壊」の認定を受けた住家についても、修理により居住が可能となる場合は対象となりえますので、市区町村にご相談ください。なお、「一部損壊」の認定を受けた住家は対象となりません。

Q 応急修理限度額を超える住宅修理見積金額(100万円)の場合の申し込みはどうなりますか？

A 被災者負担分と、応急修理分修理見積書を作成し、各市区町村窓口へ提出してください。基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。  
修理総額100.0万円の場合  
[1] 応急修理 65-570.6万円以内 (応急修理の対象外金額が多い場合は満額にはなりません。)  
[2] 自己負担 34-529.4万円以上

Q 半壊・大規模半壊の場合の「①修繕」か「②解体」か、で被災者生活再建支援金はどうなる？

A ①修繕の場合 (R5.4時点) 【\*1大規模半壊】 【\*2半壊】  
【大規模半壊】 [基礎支援金] \*1 50万円 + [応急修理制度] 65-570.6万円 + [加算支援金] 修理 \*加1 100万円  
【半壊】 [基礎支援金] \*2 受給無 + [応急修理制度] 65-570.6万円 + [加算支援金] 修理 \*加2 50万円  
(「基礎支援金」 \*1 大規模半壊の場合 50万円、中規模半壊の場合 0万円、\*2 半壊の場合 0万円)  
(「加算支援金」 \*加1 大規模半壊の場合 100万円、中規模半壊の場合 50万円、\*加2 半壊の場合 0万円)  
※ [応急修理制度] [仮設住宅入居] は実質どちらかの選択だが、仮設住宅入居の対象になることが多い。

②解体の場合 (R5.4時点) 【大規模半壊】 【半壊】 (全壊と同じ)  
[基礎支援金] 50 100万円 + [公費解体] (無料) + [加算支援金] 建設購入 200万円 + [仮設住宅] 2年家賃 無料

Q 分譲マンションについては、応急修理の対象となりますか？

A 被災世帯の専用部分、及び廊下・階段等の共用部分(当該世帯の持分)が半壊以上であれば対象となります。



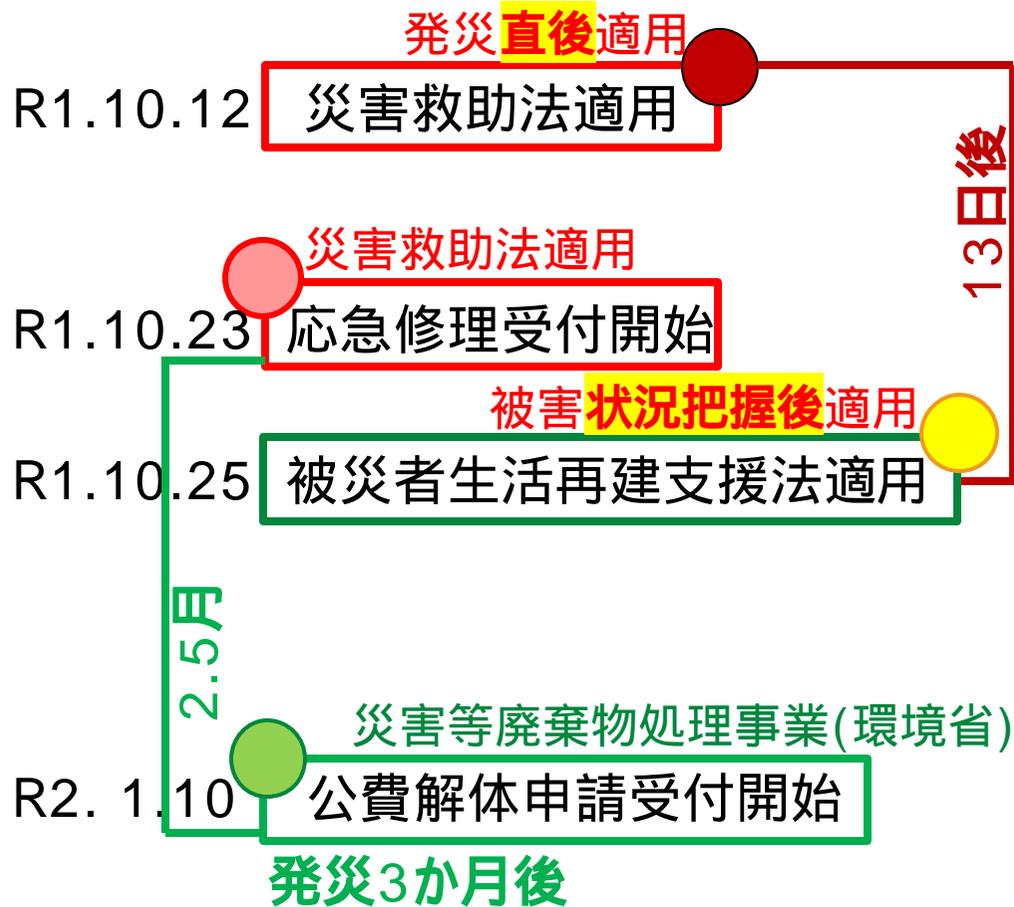
# 3. (5) 支援制度など運用の適用時期・申請期限について

～ 令和元年東日本台風時の長野市住宅再建制度運用等の経過 ～

災後の復旧・復興に向けた支 援制度等の適用期間

- ・自治体等による様々な復旧・復興支援には**適用期間**があります。
- ・住宅の応急処置や本格復旧の検討には、**いつまでに何をすべきかの判断が重要**

令和元年東日本台風災害における長野市の復旧に向けた制度運用等の経過



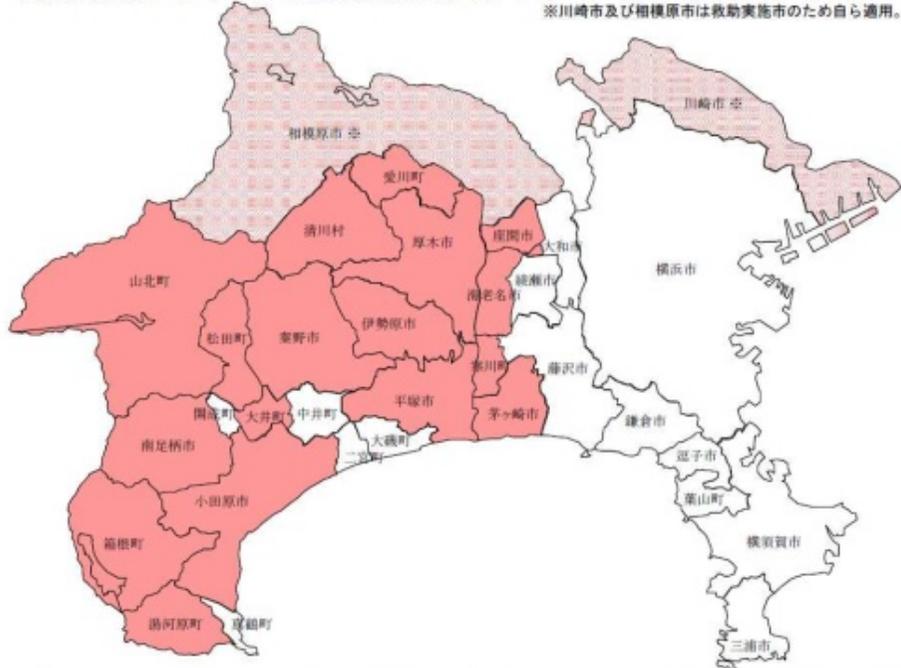
発災	災害救助法適用	応急修理受付開始	被災者生活再建支援法適用	公費解体申請受付開始	応急修理申請期限	公費解体申請期限	仮設住宅退去期限
R元.10.12	避難所開設						
1週間	10.14 災害廃棄物仮置場開設	10.15 罹災証明現地調査開始					
2週間	10.23 応急修理受付開始	10.25 被災者生活再建支援法適用					
1ヵ月	10.28 罹災証明書発行開始						
2ヵ月	12.1 応急仮設住宅入居開始						
3ヵ月	R2.1.10 公費解体申請受付開始						
6ヵ月							
1年							
2年							

※長野市では応急修理の申請期限は1回、公費解体申請は2回延長されていますが、延長されなかった市町村があります。仮設住宅への入居期限など、様々な制度は被災者の個別事情によって期限延長等の特例が設けられています。

# 3. (5) 支援制度など運用の適用時期・申請期限について

## 台風19号 災害救助法を適用した市町村

令和元年台風19号により災害救助法を適用した市町村（9市7町1村）（令和元年10月25日現在）  
※川崎市及び相模原市は救助実施市のため自ら適用。



### 川崎市/相模原市 法適用日：11月1日

### 被災者生活再建支援法適用 令和元年11月1日 内閣府（防災担当）

令和元年台風第19号による災害に係る  
 被災者生活再建支援法の適用について（神奈川県）

- 令和元年台風第19号による災害について、神奈川県から、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じて基礎支援金が、住宅の再建方法に応じて加算支援金が、公益財団法人都道府県センターから支給される。

該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全壊	半壊	床上浸水
川崎市 (かわさきし)	10月12日	第1条第2号	10以上	-	-
相模原市 (さがみはらし)	10月12日	第1条第2号	10以上	-	-

令和元年台風第19号に伴う災害にかかる  
 災害救助法の適用について【第13報】（訂正報） 令和元年11月1日  
 内閣府（防災担当）

令和元年台風19号 法適用日：10月12日  
 災害救助法適用市町村 11市7町1村

災害救助法非適用地域の  
 「半壊」「一部損壊」に対して、県独自の助成

## 被災住宅への支援（県所管） ①

11月1日に本県適用  
 (台風15号のみ)

### 1 国の制度

区分	損壊の程度	被災者生活再建支援法	災害救助法 (応急修理)	防災・安全交付金	
				災害救助法 適用地域	災害救助法 非適用地域
全壊	50%以上損壊 床上1.8m以上浸水	【基礎支援金】 全壊・解体・長期避難：100万円 大規模半壊：50万円 【加算支援金】	応急仮設住宅供与		
大規模半壊	40%以上損壊 床上1m以上浸水	建設・購入：200万円 補修：100万円、賃借：50万円	59.5万円		
半壊 (解体)	20%以上損壊 床上1m未満浸水		応急仮設住宅供与		
半壊			59.5万円		30万円
一部損壊 A	10%以上損壊		30万円		30万円
一部損壊 B	10%未満損壊			30万円	30万円
負担割合		国：1/2 基金：1/2 (財源は都道府県出捐金)	国：1/2 県(政令市)：1/2	国：1/2 県(政令市)：1/2	

### 【防災・安全交付金の交付要件（原則）】

① 台風15号による被害 かつ ② 屋根・外壁・柱について耐震性の向上に資する補修であること

# 3. (6) 相談員の心構え

R5年4月 応急修理費用の限度額変更及び、修正があるため、第3章の65,66,72,73ページを差替え、確認願います。

## 第3章 被災住宅の相談窓口業務

### 3. 相談員の心得

#### (1) 心構えと配慮

- ・気持ちに寄り添い話をよく聴くこと/今何が必要かを判断する冷静さと心構えが大切
- ・ニーズを整理しサポート(焦らず、穏やかに、順を追ってゆっくり話を聴く)

P.61

#### (2) 相談の窓口の体制

- ・相談経験の有無/講習会受講者名簿等から募集 最低基準の対応スキル者を選抜

#### (3) 相談の進め方

- ・相談の内容を聞く **火災保険**や**公的助成**の可能性を説明
- ・事業者紹介の相談が最多 「登録事業者リスト」適切な事業者を選べるようにアドバイス

#### (4) 注意すること 推測で答えない(法律/融資)

- ・言葉づかいは丁寧に。相談者に敬意を払い、まずは相談者の話をよく聴く姿勢

### 4. 相談事例集

- (1) 片付け・清掃・消毒・乾燥方法等について
- (2) 施工業者の紹介・見積り依頼について
- (3) 公費解体・公的支援制度・手続きについて
- (4) 仮設住宅・その他

P.63

【参考】神奈川県 住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル

[住宅の応急修理マニュアル \(pref.kanagawa.jp\)](http://pref.kanagawa.jp)

【参考】神奈川県 被災住宅再建支援マニュアル

[神奈川県一時提供住宅供給マニュアル\(案\) \(pref.kanagawa.jp\)](http://pref.kanagawa.jp)

質疑応答(Q & A)

P.77 ~ P.96

相談質疑応答集

P.53 ~ P.59

### 5. 相談票の書式例と参考資料

#### (4) 参考資料：被災者生活再建カード (永野 海弁護士作成)

- ・「災害救助法」(基本法) / 「被災者生活再建支援法」/ 独自の支援制度適用の確認
- ・「**応急修理制度**」と「**公費解体**」は**同時利用不可**

「**仮設住宅入居**」との併用は場合により可 (令和2年7月豪雨災害から)

### 応急処置の提案(アドバイス)における留意点

- (1) 「災害救助法」や「被災者生活再建支援法」が適用されたのかを確認
- (2) 「罹災証明」(現に居住している住宅にのみ適用 空き家)
  - 「被災者生活再建支援法」は**被災住宅**に対する基礎支援
  - 被災住宅への支援決定は「**罹災証明**」による被害認定結果が確定した段階
- (3) 各自治体**独自の支援制度**が創設/法令運用の**緩和措置等の制度改正** 確認
- (5) 制度全体を俯瞰、手戻りや受けられる支援に漏れなく被災者へのアドバイス
  - 支援制度などの情報収集と整理/制度の概要と所管する機関を把握

P.11

#### < 被災者相談 >

- ・必要な情報提供が不十分 受けるべき支援を受けられなかったケース
- ・公費解体の制度周知が遅れ 応急措置段階で安易な応急修理制度活用
  - 公費解体制度の適用を受けられなかったケース **制度周知における大きな課題**

### 応急処置の参考となる既存資料の活用・効果的で信頼性の高い資料作成

- ・「水害にあったときに」(震災がつなぐ全国ネットワーク作成) 各自治体配布など
  - 水害特有の技術的なアドバイスのよりどころとなるマニュアルを示していくことが望まれます。
  - 引き続き、これまでの多くの実績と反省を基に、今後の水害においてより効果的で信頼性の高い情報提供を行うことが求められているといえます。

P.09 P.39

#### 参考となる資料

震災がつなぐ全国ネットワーク作成 一般社団法人岡山県建築士会倉敷支部が作成した「水害にあったときに」 対応マニュアル冊子「水害に備えて」



# 3. (7) 被災者支援に関する各種制度について

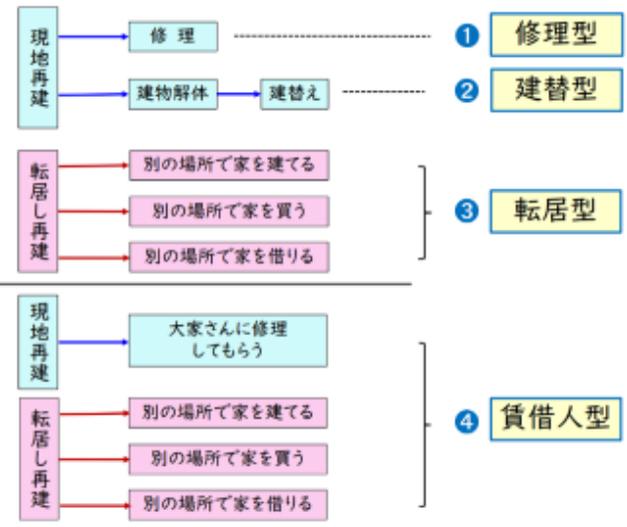
## 修理のロードマップ -あなたが使える支援制度と金額-

災害救助法や被災者生活再建支援法が適用されている場合

参考

	発災直後			修理準備			修理実施			
	義援金	被災ローン減免制度	災害復旧資金貸付	自治体の独自支援	仮設住宅	基礎支援金	災害復興住宅融資	リバースモーゲージ	加算支援金	雑損控除
単位:万円	義援金	借金減免	貸付	さまざま	修理補助	住まい	支援金	災害復興住宅融資	支援金	税金減免
<b>大規模半壊</b>	自治体の発表を確認	条件満たせば使える	上限170 さらに増額も	自治体の発表を確認	70.6 対象になることが多い 実質どちらかを選択	50 (単身37.5)	上限1200 (評価の6割) どちらかを選択	100 (単身75)	確定申告	
<b>中規模半壊</b>	自治体の発表を確認	条件満たせば使える	上限170 さらに増額も	自治体の発表を確認	70.6 対象になることが多い 実質どちらかを選択		上限1200 (評価の6割) どちらかを選択	50 (単身37.5)	確定申告	
<b>半壊</b>	自治体の発表を確認	条件満たせば使える	上限170 さらに増額も	自治体の発表を確認	70.6 対象になることが多い 実質どちらかを選択		上限1200 (評価の6割) どちらかを選択		確定申告	
<b>準半壊</b>	自治体の発表を確認	条件満たせば使える	家財の3分の1以上の損害あれば150	自治体の発表を確認	34.3	基礎支援金	上限1200 (評価の6割) どちらかを選択	加算支援金	確定申告	
<b>一部損壊</b>	自治体の発表を確認	条件満たせば使える	家財の3分の1以上の損害あれば150	自治体の発表を確認			上限1200 (評価の6割) どちらかを選択		確定申告	

住まい再建のパターンを4つに分類



## 現地建替えのロードマップ -あなたが使える支援制度と金額-

災害救助法や被災者生活再建支援法が適用されている場合

	発災直後			建物解体			建替実施				
	義援金	被災ローン減免制度	災害復旧資金貸付	自治体の独自支援	仮設住宅	公費解体	基礎支援金	災害復興住宅融資	リバースモーゲージ	加算支援金	雑損控除
単位:万円	義援金	借金減免	貸付	さまざま	住まい	解体補助	支援金	災害復興住宅融資	支援金	税金減免	
<b>全壊</b>	自治体の発表を確認	条件満たせば使える	上限350	自治体の発表を確認	対象になる	対象になる	100 (単身75)	上限2700 (評価の6割) どちらかを選択	200 (単身150)	確定申告	
<b>大規模半壊</b>	自治体の発表を確認	条件満たせば使える	上限250 さらに増額も	自治体の発表を確認	対象になることが多い	対象になることもある	100 (単身75) ※解体を前提	上限2700 (評価の6割) どちらかを選択	200 (単身150) ※解体を前提	確定申告	
<b>中規模半壊</b>	自治体の発表を確認	条件満たせば使える	上限250 さらに増額も	自治体の発表を確認	対象になることが多い	対象になることもある	100 (単身75) ※解体を前提	上限2700 (評価の6割) どちらかを選択	200 (単身150) ※解体を前提	確定申告	
<b>半壊</b>	自治体の発表を確認	条件満たせば使える	上限250 さらに増額も	自治体の発表を確認	対象になることが多い	対象になることもある	100 (単身75) ※解体を前提	上限2700 (評価の6割) どちらかを選択	200 (単身150) ※解体を前提	確定申告	
<b>準半壊</b>	自治体の発表を確認	条件満たせば使える	家財の3分の1以上の損害あれば150	自治体の発表を確認			基礎支援金		加算支援金	確定申告	

# 3. (7) 被災者支援に関する各種制度について

## 5 住いの再建ロードマップ

罹災証明書発行後、住まいの再建方法として、修理、建替え、引越などを検討する際、再建方法のイメージが固まってきた段階で活用できるロードマップ。次に何をすればよいかの参考。  
 【修理する場合】【建替える場合】【解体して引越す場合】【賃借人の方】についてのロードマップ

### 持ち家の修理の場合のロードマップ



### 現地で建替えの場合のロードマップ



様々な 支援制度が適用されているかどうかを確認・把握

赤字 …… 支援制度

「災害救助法」(基本法) / 「被災者生活再建支援法」 / 独自の支援制度適用の確認

**救** 「災害救助法」が適用されたとき、「応急修理制度」「応急仮設住宅入居」可

災害援護資金貸付は、**都道府県内に「救助法」適用の自治体が1つでもあればOK**  
 被災ローン減免制度は、**国内にその災害に関する「救助法」適用自治体が1つでもあればOK**

**支** 「被災者生活再建支援法」が適用されたとき

この法が**適用されない場合**でも、**同様の支援金を給付する独自の制度がある都道府県が複数ある**

「基礎支援金」と「加算支援金」があります。

- 「基礎支援金」： 全壊 半壊以上 長期避難世帯 **100万円**  
 大規模半壊 **50万円**  
 (中規模半壊の場合)
- 「加算支援金」： 建設・購入 **200万円 (100万円)**  
 修理 **100万円 (50万円)**  
 民間賃借 **50万円 (25万円)**

・災害の規模等で自治体ごとに適用される支援制度は異なります。  
 また、後から適用される場合もあります。

【賃借の方】大家さんと相談

【単身世帯】一般世帯支援金の3/4

# 3. (7) 被災者支援に関する各種制度について

ひさぼ (被災者支援情報さぼーとページ) - 弁護士永野海 法律と防災のページ (naganokai.com)

2023年6月版

## 被災後の住まい再建の ロードマップと支援制度活用



日弁連 災害復興支援委員会 副委員長  
静岡県弁護士会 災害対策委員会



弁護士・防災士 永野 海

### ・「罹災証明書」が基になる申請主義

支援制度手続きには、「罹災証明書」必須、大変重要。建築士は被害度証明書の内容精査に関わる役割も。

### ・「土業の枠を超えて下さい」

支援制度の内容は、役所の方の守備範囲？被災者が受けるべき支援が受けられなくなることも、、、被災者支援に全知識を暗記する必要はないが、被災者の立場で、支援全体を知り、見直す機会に。ちょっと頼りになる親戚のお兄ちゃんお姉ちゃんのような存在になって、土業の枠を超えて、被災者に寄り添って。

はじめに 支援者、相談担当者、関係者の皆さんへ (僕が今日一番伝えたいこと) 偉そうでごめんなさい...

被災された方を支援するのに、究極、知識なんていません。

必要なのは、人間としての素朴な温かさと、むしろわからないことを知ったかぶりをしないで、空っぽの頭からのスタートで調べて、考えて、何とかお伝えしようとする思い、だと思います。

どんな災害法律相談を受けても、最初はすぐに答えられないことばかりだと思います。

「私が使える支援制度ありますか?」と聞かれても、すぐに答えられるほうがむしろ異常です。

でも、被災者支援活動は、テストではありません。

わからないことも、本やウェブサイト、資料、さまざまなツールをみれば大抵書いてあります。

また、行政の担当課に直接電話すれば大抵のことは解決できます。

でも、そんな一見当たり前のように思えることができなくなるのが、被災するということなんです。

色んなことを調べたり、代わりに電話して聞いてくれる、ちょっと頼りになる親せきのお兄ちゃん、お姉ちゃんのような存在に、ぜひなって下さい♪

恥ずかしがらず、知ったかぶりをせず、堂々と、

「災害の制度って本当に複雑なんで、ちょっと調べてみましょうね!」、と明るく言って下さい。

そして、実際に、その場で一生懸命調べ、窓口には代わりに電話して聞いてあげて下さい。

その場でわからないことは、「調べてまたご連絡しますね!」、で十分です♪



# 3. (7) 被災者支援に関する各種制度について



住まいの確保

修理？  
建替え？  
引越し？



生活や住まいの再建(前半)



生活や住まいの再建(後半)

下のカードだけでなく **自治体独自の支援制度** も常に、自治体のHPや発行冊子でチェック!!!!

避難・住まいの支援

・避難所  
・公営住宅の  
一時提供

**仮設住宅**  
(災害救助法)  
原則2年間  
(特定非常災害適用  
なら延長可能性も)  
家賃無料  
(光熱費は負担必要)

修理の支援

**応急修理制度**  
(災害救助法)  
大規模半壊・半壊の世帯  
70.6万円 (2023)  
半壊の世帯  
34.3万円

貸付の支援

**災害援護  
資金貸付**  
(災害弔慰金法)  
借入最大350万円  
(全壊250万/半壊1  
70万/家財3分の1  
の損害150万など)

お金の支援

**基礎支援金**  
(被災者生活再建支援法)  
①全壊 ②半壊以上の建物  
等を解体 ③長期避難世帯  
100万円  
大規模半壊  
50万円

借金の支援

**被災ローン  
減免制度**  
(自然災害ガイドライン)  
預貯金500万円・家財  
保険金・各種支援金  
などを手元に残し、ローンの  
減額・免除の可能性あり  
※ブラックリストに載らない

解体の支援

**公費解体**  
(環境省の制度)  
建物を無償で解体  
(2階建かつ10m以下  
等の一定の事業所も  
対象になることも)

お金の支援

**加算支援金**  
(被災者生活再建支援法)  
建設・購入で 200万円  
修理で 100万円  
民間借入へ 50万円  
\*中規模半壊は上の半額

貸付の支援

**災害復興  
住宅融資**  
(高齢者返済特例も)  
建設・購入  
半壊以上の人  
補修の融資  
一部損壊以上の人

税金の支援

**雑損控除**  
(医療費控除に類似)  
所得の10%を超える  
部分の損害額が所得  
控除されて、所得税、  
住民税が減免になる

# 3. (8) 【関連リンク情報】の活用方法の紹介

## 【参考資料】

震災がつなぐ全国ネットワークHP 「水害にあったときに」の冊子入手先  
<https://shintsuna.org/>

岡山県建築士会倉敷支部HP 平成30年西日本豪雨災害からの教訓「水害に備えて」の冊子入手先  
<https://kurashikishibu.wordpress.com/>

熊本県建築士会 災害対策特別委員会の「災害対応マニュアル」の入手先  
[災害対策特別委員会 | 熊本県建築士会 \(kumashikai.or.jp\)](https://kumashikai.or.jp/)

長野県建築相談連絡会（事務局 長野県建築士会） 令和元年東日本台風災害相談体制関係資料  
<http://www.nagano-kenchikushikai.org/soudan/>

令和元年東日本台風災害対応検証報告書（長野市HP） 報告書入手先  
<https://www.city.nagano.nagano.jp/n024000/contents/p000020.html>

令和元年東日本台風長野市災害記録誌（長野市HP） 記録誌入手先  
<https://www.city.nagano.nagano.jp/n040800/contents/p000019.html>  
その他自治体では多くの記録誌や検証報告書がアップされています。

内閣府「HP防災情報のページ」  
・被災者生活再建支援制度や災害救助法による応急修理等被災者支援制度が掲載されています。  
・災害ケースマネジメント：これまで被災地の相談での質問や判断に困った事例が多く理解しにくい制度と支援について、わかりやすく作成されて資料です。

その他、「防災情報のページ」には防災に関する様々な情報が掲載されています。

<https://www.bousai.go.jp/index.html>

環境省「災害廃棄物対策情報サイト」 公費解体制度等に関する情報が掲載されています。  
<http://kouikishori.env.go.jp/guidance/download/>

被災建築物応急危険度判定全国協議会（日本建築防災協会のHPから入ります）  
<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/>

全国被災宅地危険度判定協議会  
<https://www.hisaitakuchi.jp/>

### 被災者支援情報さぼーとページ

<http://naganokai.com/hisapo/>

<5.住まいの再建ロードマップ> <http://naganokai.com/hisapo/#5>

罹災証明書発行後、住まいの再建方法として、修理、建替え、引越しなどを検討する際や、再建方法のイメージが固まってきた段階で活用できるロードマップ。次に何をすればよいかの参考。

「ひさぼ」について（HPから）

ひさぼ（被災者支援情報さぼーとページ）は、支援制度など被災者支援情報をご紹介しますページです。ページ内のツールは、ご利用、配布自由ですが、改題や商用利用はご遠慮下さい。

支援制度を上手に活用して、被災後の生活再建にお役立て下さい。

各ツールは、内閣府「災害ケースマネジメント実施の手引き(令和5年3月)」にも掲載(133-134p, 154p)いただいています。

被災後の再建は必ずできますので、焦らず、あきらめず、まずは支援制度を確認してみましょう。

NHK「避難生活 & 住宅再建ガイドブック」（ひさぼへのリンクあり）NEW！

## 【関連リンク情報】

## 補足



- 組織・予算・税制
- 災害情報
- 防災対策
- 被災者支援
- 広報・啓発活動
- 国際防災協力
- 会議・検討会

- 令和5年 9月13日公表 [令和5年防災功労者内閣総理大臣表彰の受賞者決定について](#) (PDF形式: 664.5KB)
- 令和5年 9月11日公表 [「災害への備え」コラボレーション事業 「ぼうさいごっこたい」で賛同企業とパネルディスカッションイベントを実施いたします!](#) また20の企業・団体が新たに賛同 内閣府とともに、災害への備えの向上に取り組みます。(PDF形式: 1.1MB)
- 令和5年 9月9日公表 [令和5年台風第13号に伴う災害にかかる災害救助法の適用について【第3報】](#) (PDF形式: 454.5KB)
- 令和5年 9月8日公表 [令和5年台風第13号に伴う災害にかかる災害救助法の適用について【第2報】](#) (PDF形式: 454.0KB)



「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第5回）」の開催



令和5年台風第13号に伴う災害に係る <b>災害救助法の適用について</b>			
災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【茨城県】 日立市 (ひたちし) 高萩市 (たかばし) 北茨城市 (きたいばらきし)	9月8日	令和5年台風第13号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

## 2 被災者支援カード（おもて）



特に重要な支援制度の概要を知りたい

## 3 被災者支援カード（うら）



罹災証明の種類と支援制度の関係を知りたい

## 4 被災者支援チェックリスト



支援制度をもれなく確認したい